

○丹波市市島地域市立小学校統合検討委員会傍聴規則

令和2年6月30日

(傍聴の許可)

第1条 丹波市市島地域市立小学校統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、受付簿に住所及び氏名を自書し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴の禁止)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他危険のおそれのあるものを携帯した者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の数の制限)

第3条 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語及び飲食をしないこと。
- (2) 会議の言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 撮影、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 前各号のほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(退場命令)

第5条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反し、会議秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年6月30日から施行する。